

## 住信SBIネット銀行Alipay、WeChatPay加盟店規約

本規約は、加盟店（以下で定義します）がAnt Financial Services Group（以下「アリペイ」といいます）の代金決済サービス（以下「Alipay」といいます）もしくはTenpay Payment Technology Co., Ltd.（以下「テンペイ」といいます）の代金決済サービス（以下「WeChatPay」といいます）を利用する場合の住信SBIネット銀行株式会社（以下「当社」といいます）と加盟店との間の契約関係（以下「加盟店契約」といいます）について定めるものです。

### 第1条 （加盟店）

1. 当社に加盟を申込み、当社および中国決済ブランド（第2条で定義します）が加盟を認めた法人、個人または団体（代表者個人を含み、ただし、文脈上明らかに法人のみを名宛人としているものについては代表者個人を除く。）を「加盟店」といいます。
2. 加盟店になろうとする者は、本規約に同意のうえ、当社所定の方法により加盟を申込み、当社は申込みを受けた場合は、審査（以下「本件審査」といいます）を行います。本件審査には中国決済ブランドによる審査を含み、加盟店になろうとする者は、当社に提出した資料または当社に届け出た情報の全部または一部を中国決済ブランドに対して提供すること、および、本件審査の結果によっては中国決済サービス（第2条で定義します）の提供を受けられない場合があることを承諾するものとします。本件審査の結果当社が加盟を認めたときに、本規約に基づく加盟店契約が成立するものとします。
3. 加盟店は、本規約に基づき中国決済サービスを取扱う店舗および施設（以下「取扱店舗」という）を指定のうえ、あらかじめ当社に届出し当社および中国決済ブランドの承認を得るものとします。当社または中国決済ブランドの承認のない取扱店舗で中国決済サービスを取扱うことはできないものとします。
4. 加盟店は、本規約に従い中国決済サービスを取扱う取扱店舗内外の見やすいところに当社の指定する加盟店標識を掲示するものとし、中国決済サービス利用の誘因に使用する書面およびホームページ等がある場合は当社の指定する加盟店標識を掲示するものとします。なお、加盟店は、中国決済ブランドおよび中国決済サービスの名称並びにその中国語および英語名称を本規約に定める業務の遂行以外の目的に使用することはできないものとします。
5. 加盟店は、中国決済サービス利用を促進するために、当社または中国決済ブランド並びにその実施に必要として当社または中国決済ブランドが指定する第三者が加盟店の個別の承諾を得ることなく、印刷物、ウェブサイトその他の広告媒体に加盟店および加盟店の取扱店舗の名称、所在地その他当社が指定する情報を掲載する場合があること並びに掲載を中止する場合があることをあらかじめ承諾するものとします。
6. 加盟店は、加盟店契約上の地位を第三者に譲渡（合併・会社分割等の組織再編行為に

よるものであるかを問わない) できないものとしします。

## 第2条 (定義)

本規約において、以下に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによるものとします。

### (1) 中国決済ブランド

加盟店の取扱うサービスに合わせ、アリペイおよびテンペイの双方またはいずれかを指すものとします。なお、中国決済ブランドが中国決済サービスの提供者として指定する会社または組織がある場合は、当該会社または組織を含むものとします。

### (2) 中国決済サービス

加盟店の取扱うサービスに合わせ、AlipayおよびWeChatPayの双方またはいずれかを指すものとします。

### (3) 会員

中国決済ブランド所定の規約に同意し、第10号に定めるコード等を利用して中国決済サービスを利用することを認められた者をいいます。

### (4) 端末

加盟店または会員が所有または管理するスマートフォン端末、タブレット端末、POSレジ端末その他の電子機器であって、中国決済サービスの利用のために使用できるものとして当社が認めたものをいいます。

### (5) 中国決済ブランドの規則等

中国決済ブランドが定める規則、ルール、規範、基準、レギュレーション、ガイドライン等、および中国決済ブランドの指示、命令、要請等（中国決済ブランドの指示等に基づく当社から加盟店に対する指示等を含む）をいいます。

### (6) 営業秘密等

加盟店契約の履行上知り得た相手方の技術上または営業上その他の秘密をいいます。

### (7) 第三者

特に指定のある場合を除いて、当社および加盟店以外の全ての者をいいます。

### (8) 個人情報

個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「個人情報保護法」といいます。）に定義される個人情報をいいます。

### (9) 個人情報管理責任者

個人情報の保護および管理に関する責任者をいいます。

### (10) コード等

中国決済サービスに関して、中国決済ブランドまたは当社が発行するコード（一次元コードもしくは二次元コード、およびその後の技術革新による情報コードを含みます。）等の番号、記号その他決済に必要となる情報を記録したもので、以下の①および②の

総称をいいます。

- ① 中国決済ブランドが会員に発行し、会員が中国決済サービスによる決済を行う端末上に表示するもので、会員を特定するための情報その他決済に必要な情報を記録したもの（以下「会員コード」といいます）
- ② 中国決済ブランドまたは当社が加盟店に発行し、取扱店舗における掲示、加盟店の端末上での表示その他当社が指定する方法により加盟店が会員に対して掲示するもので、加盟店を特定するための情報その他決済に必要な情報を記録したもの

### 第3条 （表明・保証）

1. 加盟店は、当社に対し、加盟店契約の締結にあたり、加盟店契約締結日時点および加盟店契約の有効期間中において、以下の事項が真実かつ正確であることを表明し、保証します。
  - (1) 行為能力  
加盟店は、適用法令上、加盟店契約を締結し、これらに基づく権利を行使し、義務を履行する権利能力および行為能力を有すること
  - (2) 社内手続  
加盟店は、加盟店契約を締結し、これらに基づく権利を行使し、義務を履行するために、法令および定款その他の社内規則に基づき要求される内部手続を適法かつ適正に完了していること
  - (3) 適法性等  
加盟店契約を加盟店が締結しまたは加盟店がこれらに基づく権利を行使し、もしくは義務を履行することは、加盟店に対して適用のある一切の法令、加盟店の定款その他の社内規則に抵触せず、加盟店を当事者とする契約の違反または債務不履行事由とはならないこと
  - (4) 有効な契約  
加盟店契約は、これを締結した加盟店につき適法、有効かつ拘束力のある契約であること
  - (5) 非詐害性  
加盟店は、現在債務超過ではなく、加盟店が加盟店契約を締結することは、詐害行為取消の対象とはならず、加盟店の知りうる限り、本規約について詐害行為取消その他の異議を主張する第三者は存在しないこと
  - (6) 提供情報の正確性  
加盟店が、加盟店契約の締結にあたって当社に提供した情報は、正確かつ最新であり、かつ、重要な情報は全て当社に提供されていること
2. 加盟店は、当社に対し加盟店契約の締結にあたり、加盟店（加盟店の役員および従業員

員を含み、以下本項において同じ)が、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者(以下これらを「暴力団員等」という)または(1)の各号のいずれにも該当しないことを表明および保証するとともに、将来においても加盟店が暴力団員等または(1)の各号のいずれにも該当しないこと、および自らまたは第三者を利用して(2)の各号のいずれかに該当する行為を一切行わないことを確約し、加盟店の故意または過失の有無を問わず、かかる表明および保証に違反し、あるいはかかる確約に違反した場合、または当社が違反しているものと判断した場合には、当社によって、加盟店契約に基づく取引が停止されること、またはただちに加盟店契約が解除されることがありえることを異議なく承諾します。かかる取引停止または解除により加盟店に損害が生じた場合でも当社に何らの請求は行わず、一切加盟店の責任とします。また、かかる表明および保証または確約に違反して当社に損害が生じた場合には、その一切の損害を加盟店(加盟店の役員および従業員は含まない)は賠償しなければならないものとします。

- (1)①暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること  
②暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること  
③自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用して認められる関係を有すること  
④暴力団員等に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること  
⑤役員または経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること
- (2)①暴力的な要求行為  
②法的な責任を超えた不当な要求行為  
③取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為  
④風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて当社の信用を毀損し、または当社の業務を妨害する行為  
⑤換金を目的とする商品の販売行為  
⑥合理的な理由なく、加盟店(代表者およびその関係者を含む)が保有するコード等を使用する、本規約にかかる中国決済サービスの利用行為  
⑦その他①ないし⑥に準ずる行為

#### 第4条 (業務委託の禁止)

加盟店は、当社の事前の書面による承諾のある場合を除き、本規約に基づいて行う業務を第三者に委託できないものとします。

## 第5条（中国決済サービスの利用）

1. 加盟店は、会員が、中国決済サービスの利用による物品の販売、サービスの提供、その他加盟店の営業に属する取引を求めた場合は、本規約に従い、現金で取引を行う顧客と同様に、取引を実施するものとします。
2. 加盟店は、コード等の情報、端末、加盟店標識等を本規約に定める以外の用途に使用せず、またこれらを加盟店以外の第三者に使用させてはならないものとします。
3. 加盟店は、中国決済サービスの利用のために新たに端末を導入した場合、当該端末の使用方法に則って適切に取り扱うものとし、当社および中国決済ブランドの承認を得た取扱店舗内の所定の位置に固定し、当該取扱店舗内の所定の位置以外で使用してはならないものとします。
4. 加盟店は、本規約に従い中国決済サービスによる販売を行うとともに、当社が定める規定、ルールおよび指示等（改定された場合は改定後のものを含む。以下同じ。）を遵守するものとします。加盟店が本規約並びに当社が定める規定、ルールおよび指示等を遵守しない場合は、当社はいつでも当該加盟店について加盟店契約に基づく中国決済サービスによる販売の取扱いを拒否することができます。

## 第6条（取扱い商品）

1. 加盟店は中国決済サービスにおいて取扱う商品およびサービスについては、事前に当社所定の方法で当社に届け出た上で当社および中国決済ブランドからその承認を得るものとし、変更する場合も同様とします。ただし、加盟店は、当社および中国決済ブランドによる承認の有無にかかわらず、以下のいずれかに該当するかまたは該当するおそれがある商品およびサービスを取り扱ってはならないものとします。
  - (1)当社が公序良俗に反すると判断するもの
  - (2)銃刀法、麻薬取締法、ワシントン条約、その他関連法律・法令の定め違反するもの
  - (3)当社または第三者の著作権・肖像権・商標権・その他知的財産権その他の権利を侵害するもの
  - (4)商品券、印紙、切手、回数券、プリペイドカードその他の有価証券等の換金性の高い商品および当社が別途指定した商品、サービス等
  - (5)その他会員との紛議もしくは不正利用の実態等に鑑みまたは当社および中国決済ブランドのブランドイメージ保持の観点から、当社が不相当と判断するもの
2. 前項による当社および中国決済ブランドの承認は、当該商品およびサービスが前項各号のいずれにも該当しないことを保証するものではなく、当社および中国決済ブランドによる承認後に、当社および中国決済ブランドが承認した商品またはサービスが、前項各号のいずれかに該当することもしくはそのおそれがあることが判明した場合、または、法令、中国決済ブランドの規則等の変更等により、前項各号のいずれかに該

当すること（そのおそれがある場合を含む）となった場合、当社は、加盟店に対する何らの責任を負うことなく、当該承認を撤回することができるものとします。

3. 加盟店は、旅行商品または酒類等の取扱いに際し許認可を要する商品の販売を行う場合には、事前に当社に対しこれを証明する書類を提出し当社の承諾を得るものとします。加盟店が当該許認可を失った場合にはただちに当社に連絡するものとし、以後当該商品の販売を行わないものとします。
4. 前3項にかかわらず、当社が、取扱う商品およびサービスについて報告を求めた場合には、加盟店は、速やかに報告を行うものとし、当社が第1項各号のいずれかに該当すると判断した場合には、加盟店はただちに当該商品の販売またはサービスの提供を中止するものとします。

## 第7条（支払方法）

加盟店は、商品およびサービスの取引において、当社が指定する中国決済サービスの利用金額の上限を遵守するものとします。

## 第8条（改善措置）

当社は、加盟店の取扱商品および広告表現の内容等が中国決済サービスの利用による取引にふさわしくないと判断し、改善措置等が必要または適当と認めた場合には、加盟店に対して変更・改善もしくは販売中止を求めることができるものとし、加盟店はその要求に従い速やかに適切な措置を取るものとします。

## 第9条（売上承認の方法）

1. 加盟店は、会員から中国決済サービスの利用による商品またはサービスの取引の要求があった場合は、当社の指定する方法により、以下の各号いずれかの手続を行ったうえで、当該取引金額について、中国決済サービスにおいて必要とされる承認等を得るものとします。
  - (1) 会員が提示する会員コードを加盟店の端末で読み取ったうえで、商品またはサービスの取引金額その他当社所定の決済に必要な情報を入力する手続
  - (2) 加盟店が提示するコード等を会員の端末で読み取らせたうえで、会員において商品またはサービスの取引金額その他当社所定の決済に必要な情報を入力させる手続
2. 前項の手続により、中国決済ブランドから当該取引について承認を得たときは、ただちに会員に商品を交付またはサービスを提供し、当社所定の売上票に必要事項を記入して、売上票を作成するものとします。
3. 加盟店は、故障や通信障害等何らかの理由で端末の使用ができない場合は、中国決済サービスによる取引が行えないことを承諾するものとします。

4. 中国決済サービスによる支払いは、商品の販売代金並びにサービス提供代金（いずれも税金、送料等を含む）についてのみ行えろとし、加盟店は、現金の立替または過去の売掛金の精算等を行わないものとします。
5. 加盟店は、中国決済サービスにより支払いがなされる金額を不正に増減しないものとし、中国決済サービスにより支払われた金額に誤りがあるときは第17条に基づいて取消処理を行ったうえで、本条の手續により新たに中国決済サービスによる取引を行うものとします。
6. 加盟店は、売上票を作成する際は当社所定の売上票以外は使用できないものとします。ただし、当社が事前に承認した売上票については使用できるものとします。また、加盟店は、加盟店の責任において作成した売上票を保管および管理し、第14条第2項に従って当社に送付する場合以外は他に譲渡できないものとします。なお、加盟店は当該中国決済サービスによる取引の日から少なくとも5年間当該売上票を保管することとします。
7. 加盟店は、中国決済サービスの利用による取引を要求した会員に対して、商品の販売代金およびサービス提供代金について手数料等を上乗せする等現金で取引を行う顧客と異なる代金の請求をすること、並びに中国決済サービスの円滑な利用を妨げる何らかの制限を加えることを行ってはならないものとします。また、加盟店は、正当な理由なくして中国決済サービスの利用を拒絶し、代金の全額または一部（税金、送料等を含む）に対して直接現金支払いを要求する等、会員に対して差別的取扱いを行わないものとします。
8. 前7項にかかわらず、加盟店は、当社が必要または適当と認めて、中国決済サービスによる決済の方法を変更し、変更後の内容を通知した場合には、これを行うことができない合理的な事由がある場合を除き、変更後の方法により中国決済サービスによる取引を行うものとします。
9. 加盟店は、売上承認の手續の結果が、中国決済サービスによる決済の申込者が会員本人であることを保証するものでないことを、承諾するものとします。

## 第10条（不審な取引の通報）

1. 加盟店は、1) 提示された会員コードについて不審があると判断する場合、2) 会員コードの提示方法に不審がある場合、3) 同一会員が異なる会員コードを提示した場合、4) 当社が加盟店に対しあらかじめ通知した偽造もしくは変造に該当すると思われる場合、または5) 当該取引について日常の取引から判断して異常な大量もしくは高価な購入の申込がある場合には、中国決済サービスによる取引を行うことについて当社と協議し、当社の指示に従うものとします。
2. 加盟店は、会員から当社もしくは中国決済ブランドに対して、中国決済サービスを通じて不正取引が為されたという主張があった場合、加盟店が適正に当該取引を行った

ことを証明する売上票等の資料を当社に提出するものとします。加盟店がかかる資料の提出を怠った場合またはかかる不正取引が加盟店の故意または重過失に基づくものである場合には、加盟店は、当該不正取引に係る売上金額全額を当社または中国決済ブランドに支払うものとします。

3. 前2項の場合、当社が当該取引におけるコード等の使用状況の報告等を求めた場合、加盟店はこれに協力するものとします。
4. 加盟店は、前3項の場合に限らず、当社が中国決済サービスの利用状況など調査協力を求めた場合、それに対して協力するものとします。
5. 加盟店は、当社が中国決済サービスの不正使用防止に協力を求めた場合、必要に応じて、遅滞なく、その是正および再発防止のために必要な調査を実施し、当該調査の結果に基づき、是正および再発防止のために必要かつ適切な内容の計画を策定し実施しなければならないものとします。
6. 加盟店は、前項の場合には、ただちにその旨を当社に対して報告すると共に、遅滞なく、前項の調査の結果並びに是正および再発防止のための計画の内容並びにその策定および実施のスケジュールを報告しなければならないものとします。

#### 第11条（中国決済サービスの円滑な実施）

1. 加盟店は、中国決済サービスによる取引もしくはその勧誘を行う場合には、本規約および中国法、特定商取引に関する法律、消費者契約法等の関連法令および中国決済ブランドの規則等および当社が定める規定、ルールおよび指示等を遵守するものとします。また、当社が関連法令を遵守するために必要な場合には、当社の要請により、加盟店は必要な協力を行うものとします。
2. 加盟店は、中国決済サービスによる取引を行った場合、ただちに商品またはサービス等を会員に引渡しまたは提供するものとします。ただし、売上票記載の売上日に引渡しまたは提供することができない場合は、会員に書面をもって引渡し時期等を通知するものとします。
3. 加盟店は、第14条に定める売上債権の譲渡手続を行った後に会員が特定商取引に関する法律に定める中国決済サービスによる取引の申込の撤回または中国決済サービスによる取引の解除（以下「クーリング・オフ」という）を行った場合には、ただちに当社に対してその旨を通知します。
4. 加盟店は、商品またはサービス等を複数回にわたり引渡しまたは提供する場合において、当該商品またはサービス等に関して第14条に定める売上債権の譲渡手続を行った後に会員が当該中国決済サービスによる取引を解除したときは、ただちに当社にその旨を通知するとともに、当社所定の方法により当該会員と当該中国決済サービスによる取引の精算を行うものとします。
5. 加盟店は、商品またはサービス等を複数回にわたり引渡しまたは提供する場合におい



て、加盟店の事由により引渡しまたは提供が困難となったときは、ただちにその旨を会員および当社へ連絡するものとします。

6. 中国決済サービスによる取引が無効、取消しまたは解約等となった場合（第3項および第4項に定める場合を含むが、これに限られない。）には、加盟店は、ただちに当社所定の方法にて当該債権譲渡の取消しを行います。
7. 加盟店は、前項により債権譲渡を取り消した売上債権の譲渡代金が当社より支払済みである場合には、ただちにこれを返還するものとします。また、この場合、加盟店は、当該売上債権および他の売上債権の譲渡により第16条第1項に基づき当社から加盟店に支払われる金額（本項において以下「振込金」といいます）から当該取消しに係る返還金額を差引充当すること、並びに当該返還金額に不足が生じる場合は次回以降の振込金を順次返還金額に充当することを承諾するものとします。

## 第12条（中国決済サービスによる取引の責任）

加盟店は、本規約の定めに従わずに中国決済サービスによる取引を行った場合、加盟店が一切の責任を負うものとし、当社の申出により第20条の規定に従うものとします。

## 第13条（無効コード等の取扱い）

1. 加盟店は、当社または中国決済ブランドから盗難等の理由により無効を通告されたコード等または明らかに偽造もしくは変造と認められるコード等による取引を行わないものとします。
2. 加盟店は、無効コード等または明らかに偽造または変造と認められるコード等の提示を受けた場合、ただちに当社に連絡するものとします。
3. 加盟店が前2項に違反して中国決済サービスによる取引を行った場合、当該加盟店は、当該取引にかかる売上等全額について一切の責任を負うものとし、当社の申出により第20条の規定に従うものとします。

## 第14条（売上債権の譲渡）

1. 加盟店は、会員との間に正当に成立した中国決済サービスによる取引に関する契約に基づく売上債権であって、当社および中国決済ブランドの承認を得、かつ、目的の商品を会員に交付したものについて、当社に譲渡するものとし、当社はこれを額面金額で譲り受けるものとします。ただし、当該譲渡の効力は、中国決済ブランドによる承認の連絡を受けたとき（端末等における表示により確認することを含みますが、これに限られません）に発生するものとします。
2. 加盟店は当社に対し、端末等を通じて売上票の記載事項に関するデータを当社に送信するものとします。
3. 加盟店は、売上債権および売上債権を当社に譲渡することにより発生する金銭債権を

第三者に譲渡し、もしくは立替えて支払わせることはできないものとします。

## 第15条（商品の所有権の移転）

1. 加盟店が中国決済サービスにより会員に販売した商品の所有権は、当社が第16条第1項の規定に基づき当該取引に係る売上債権の譲渡代金を当該加盟店に支払ったときに加盟店より当社に移転するものとします。
2. 加盟店が第20条に基づき売上債権を買い戻した場合または前条に基づく売上債権の譲渡が無効、取消または解除等となった場合、当該売上債権に係る商品の所有権は、買戻代金の支払いまたは無効、取消もしくは解除等に基づく返還代金の支払いにより、加盟店へ戻るものとします。
3. 加盟店が、偽造コード等の使用またはコード等の第三者利用等により、会員以外の者に対して取引を行った場合でも、当社が当該加盟店に当該取引に係る売上債権の譲渡代金を支払った場合には、当該商品の所有権は当社に帰属するものとします。
4. 当社は、販売した商品の所有権が加盟店に属する場合でも、必要があると当社が判断した場合には、加盟店に代わって商品の回収をすることができるものとします。

## 第16条（支払方法）

1. 当社は、加盟店から譲渡を受けた売上債権の譲渡代金を加盟店に支払うものとし、売上債権の締切日および加盟店への支払方法は、次の通りとします。ただし、当社と加盟店との間に別途約定がある場合は、その定めに従うものとします。なお、締切日または支払日の当日が当社または金融機関の休業日の場合には前営業日を締切日または支払日とします。

取扱期間	締切日	支払日
月初～15日	15日	月末日
16日～月末	月末日	翌月15日

2. 前項の支払いに際し、当社は支払額から第21条に定める手数料を差し引き、その差引後の金額を加盟店指定の預金口座へ振込みます。
3. 加盟店が本規約に違反した取引にかかる売上債権を当社に譲渡した場合およびその他加盟店が本規約に違反した取引を行った場合には、当社は当社が加盟店に負担する代金債務の全部または一部の支払いを拒絶できるものとします。
4. 当社は、加盟店から提出された取引に係るデータについて、その内容もしくは正当性に疑義があると当社が認めた場合、その疑義が解消されるまで当該取引にかかる売上債権の譲渡代金の支払いを保留することができるものとします。この場合、保留した支払代金について法定利息その他遅延損害金は発生しないものとします。また、加盟

店は、当該取引にかかる資料の提示・提出等、当社の調査に協力するものとします。

## 第17条（返品）

1. 加盟店は、会員から商品の返品の申出を受け、これを受領した場合、または会員との中国決済サービスによる取引の全部または一部を取消す必要があると判断した場合、次の通り取扱うものとします。
  - (1) 当該返品または取消しが、中国決済サービスによる取引が為された日から90日（中国決済ブランドにより当該日数が変更された場合は変更後の日数とします。以下同じ）以内である場合には、端末を通じて当該取引の取消し手続を行うものとします。
  - (2) 加盟店は、前号にかかわらず、当社から別途の指示があった場合は、それに従うものとします。
2. 加盟店は、前項の定めに従い手続を行うものとし、会員に対して当該利用代金を直接返還しないものとします。

## 第18条（会員との紛議と利用代金等）

1. 加盟店は、会員に対して販売した商品またはサービス（附帯関連する役務を含む）等の品質不良、瑕疵、運送中の破損、数量不足もしくは品違いまたはその他の当該商品もしくはサービスに関する加盟店と会員間の問題に関し、会員との間で紛議が生じた場合、遅滞なく当該紛議を自らの責任と費用負担の下、解決するものとします。その紛議の内容により、当社から商品の変更、販売方法、運送方法等について改善の申入れを受けたときは、加盟店はこれによる改善を行うものとします。
2. 加盟店は、前項の紛議に際して会員から商品の返品の申出があった場合には、速やかにこれに応じて前条の処置を取るものとします。
3. 加盟店は、第1項の紛議の解決にあたり、当社の許可なく会員に対して当該利用代金を直接返還しないものとします。
4. (i) 第1項の紛議を理由に会員が当該利用代金の支払いを拒否した場合、(ii) 会員紛議が発生する可能性があるとして当社が認めた場合、または(iii) 会員の支払いが滞った場合、当社は上記(i)の場合は当該紛議が解決するまで、上記(ii)の場合は当該可能性がなくなると当社が認めるまで、あるいは、上記(iii)の場合は当該会員による支払いが行われるまで、当該会員に対して加盟店が提供した商品またはサービスに係る売上債権の譲渡代金の加盟店に対する当該代金の支払いを保留できるものとします。この場合、保留した支払代金について法定利息その他遅延損害金は発生しないものとします。
5. 当社から紛失・盗難・不良会員・第三者利用等の理由によりコード等または取引の調査を依頼した場合、加盟店は当該調査に協力するものとします。

## 第19条（会員との紛議に関する措置等）

1. 加盟店は、会員と当社との間に紛議が生じた場合、当社に対し、当社の求めに応じて、会員との取引の態様（当該販売の内容、勧誘行為がある場合にはその内容）、紛議の発生要因について報告するものとします。
2. 加盟店は、前項の報告その他当社の調査の結果、当社が会員の紛議が加盟店の関連法令で禁止されている行為に起因するものと認めた場合には、当該行為の防止体制、苦情処理体制に関する事項、その他当該行為の防止のために当社が必要と認める事項を、当社の求めに応じて報告しなければならないものとします。
3. 加盟店は、第1項の報告、および当社の調査の結果、当社が会員の紛議の発生状況が、他の加盟店と比較して会員の利益の保護に欠けると認める場合には、当該行為の詳細事項、当該行為の防止体制、苦情処理体制に関する事項その他の当該行為の防止のために当社が必要と認める事項を、当社の求めに応じて報告しなければならないものとします。
4. 当社は、前3項の報告その他当社の調査の結果、必要があると認める場合には、加盟店に対し、所要の措置を行うことができ、加盟店はこれに従うものとします。ただし、当社による指導は、加盟店を免責するものではありません。当社が行う措置・指導には以下を含みますが、これに限られません。
  - ①文書もしくは口頭による改善要請
  - ②中国決済サービスの停止
  - ③加盟店契約の解除

## 第20条（買戻しの特約）

1. 加盟店は、下記のいずれかに該当した場合、当社の申出により遅滞なく当該売上債権を額面金額で買戻すものとします。当社は、下記の何れかの事由が存在すると合理的に判断する場合には、加盟店に対し、当該事由の存否を照会することができ、加盟店は速やかに、当該事由の不存在を証明しなければならないものとします。加盟店がこの証明を行わない場合には、加盟店は、当社の申出により遅滞なく当該売上債権を買戻すものとします。
  - (1)当社に譲渡した売上債権にかかる取引データが正当なものでないこと、その他取引データの内容及が不実不備であった場合
  - (2)第9条の規定に違反して中国決済サービスによる取引を行った場合
  - (3)本規約の規定に反する手続により作成された決済または取引データによる債権と認められた場合
  - (4)第13条第1項、第2項の規定に違反して中国決済サービスによる取引を行った場合
  - (5)第16条第4項の調査に対して当社が合理的と認める協力が無い場合
  - (6)第18条第1項の会員との紛議が解決されない場合
  - (7)会員がクーリング・オフを行ったにもかかわらず当該中国決済サービスによる取引に

係る売上債権譲渡の取消を行わない場合

(8) 会員が、第11条第4項に定める解除を行ったにもかかわらず当該中国決済サービスによる取引に係る売上債権譲渡の取消しを行わない場合

(9) 会員から売上債権に関し、中国決済サービス利用の否認があった場合

(10) その他本規約の規定に違反して中国決済サービスによる取引が行われたことが判明した場合

- 商品またはサービス等を複数回にわたり引渡しまたは提供した場合で、加盟店が会員に対して商品またはサービス等の提供が困難になった場合において、この事態を理由に会員が未提供の商品またはサービス等に相当する代金の支払いを拒否したとき、会員の支払いが滞ったとき、または会員が当社に対して当該代金の返還を求めたときは、加盟店は当社の申出により遅滞なく当該売上債権を買戻すものとし、当該加盟店は当該買戻代金について責任を負担するものとします。
- 前2項の場合、加盟店は、当該売上債権および他の売上債権の譲渡により第16条第1項に基づき当社から加盟店に支払われる金額（本項において以下「振込金」といいます）から買戻金額を差引充当すること、並びに買戻金額に不足が生じる場合は次回以降の振込金を順次買戻金額に充当することを承諾するものとします。
- 前項の手続を行ったにもかかわらず、当社が買戻しを請求した日から2ヵ月以上を経過した残金がある場合、加盟店は当社の請求により遅滞なくその残金を一括して支払うものとします。なお、買戻しを請求した日とは当社が口頭または文書により加盟店に通知した日とします。
- 加盟店が当社に届出た取扱店舗を閉鎖するなど、当社の通知または意思表示を受領すべき場所が不明となったときは、当社は加盟店に対する通知を省略して本条の手続を取ることができるものとします。

## 第21条（手数料の支払い）

加盟店は、加盟店の中国決済サービスによる販売額に対して別途当社が指定した料率に相当する額を手数料（非課税）として当社に支払うものとします。ただし、中国決済ブランドの規則等の変更、関連法令の変更または金利変動等の金融情勢の変化その他相当の事由がある場合には、当社は、加盟店に対する通知により、手数料率を合理的範囲で改定することができるものとします。

## 第22条（中国決済ブランドの規則等の遵守）

- 加盟店は中国決済サービスによる販売にあたり、中国決済ブランドの規則等に準拠した取扱いを行わなければならないものとします。
- 加盟店が中国決済ブランドの規則等に準拠した取扱いを行うために要する費用は、加盟店の負担とします。

3. 加盟店は、中国決済ブランドの規則等に変更（制定、廃止等を含む）があった場合は、変更後の内容が適用されるものとし、当該変更起因して加盟店に生じる費用、損害、第三者に対する責任は、加盟店が負担するものとします。
4. 中国決済ブランドが、加盟店側の事由に起因して、当社に違約金、反則金等（名称の如何は問わないものとする）を課すことを決定した場合、加盟店は、当社の請求に応じて、違約金、反則金等の額と同額の金員を当社に支払うものとします。

## 第23条（加盟店の禁止行為）

加盟店は、次の各号に定める行為またはこれに類似する行為を行ってはならないものとします。また、加盟店の従業員あるいは役員が次の各号に定める行為またはこれに類する行為を行った場合には、加盟店が自らこれを行ったものであるとみなされるものとします。

- (1) 加盟店が加盟店として届け出た名義を第三者に使用させ、または第三者が使用することを容認し、あたかも加盟店が当該顧客と直接取引をしたかのように装うこと
- (2) 顧客との間に真実取引がないのに、それがあつたかのように会員と通謀しあるいは会員に依頼して取引があつたかのように装うこと
- (3) 顧客と取引を行うあるいは取引の勧誘にあたり、違法または不適切な行為を行うこと
- (4) 当社の中国決済サービスによる販売にかかる商品の留保した所有権を侵害すること
- (5) 第三者の売掛金の決済・回収のために本規約に基づく決済を利用すること
- (6) 公序良俗に違反することその他監督官庁から改善指導・行政処分等を受けるまたは受ける虞のある行為をすること
- (7) 合理的な理由なく、加盟店（代表者およびその関係者を含む）が保有するコード等を使用して、本規約にかかる中国決済サービスによる販売を行うこと
- (8) 当社が保管・保持を禁止する情報を保管・保持すること
- (9) その他本規約に違反すること

## 第24条（状況報告）

加盟店は、当社から求められたときは、最新の決算状況および特定時期の財務状況について、文書その他当社が適当と認める方法により、当社に対し報告を行うものとします。

## 第25条（営業秘密等の守秘義務等）

1. 加盟店および当社は、営業秘密等を、相手方の書面による事前の同意を得ることなく、第三者に提供・開示・漏洩せず、本規約に定める業務目的以外の目的に利用しないものとします。ただし、以下のいずれかに該当することが証明された情報は営業秘密等に含まれないものとします。
  - (1) 当該情報を受領した時点で、既に公知であつた情報
  - (2) 当該情報を受領した後に、当該情報を受領した当事者の責めに帰すべき事由によらず

して公知となった情報

- (3) 当該情報を受領した時点で、当該情報を受領した者が既に保有していた情報（守秘義務の制約の下で相手方から開示された情報を除く）
- (4) 当該情報を受領した後に、守秘義務に服さない第三者から守秘義務を負うことなく適法かつ正当に開示を受けた情報
2. 前項の営業秘密等には、当社より加盟店宛に提供する事務連絡票の情報等が含まれるものとします。
3. 加盟店および当社は、営業秘密等を滅失・毀損・漏洩等することがないように必要な措置を講ずるものとし、当該情報の滅失・毀損・漏洩等に関し責任を負うものとします。
4. 加盟店および当社は、営業秘密等をその責任において万全に保管するものとし、加盟店契約が終了した場合に相手方の指示があるときは、その指示内容に従い返却または廃棄するものとします。
5. 本条の定めは加盟店契約終了後も有効とします。

## 第26条（個人情報の守秘義務等）

1. 加盟店は、加盟店が知り得た個人情報を、秘密として保持し、当社の書面による事前の同意を得ることなく、第三者に提供・開示・漏洩等せず、本規約に定める業務目的以外の目的に利用しないものとします。
2. 前項の個人情報には、次に定める情報が含まれるものとします。
  - (1) 加盟店および当社間でペーパーやMT等を媒介にオフラインで交換される会員の個人に関する情報
  - (2) 加盟店が当社から直接受け取った会員の個人に関する情報（申込書等）
  - (3) 当社を経由せず、加盟店が受け取った会員の個人に関する情報（加盟店売上情報等）
  - (4) 中国決済サービスを利用することで加盟店のホストコンピューターに登録される会員の個人に関する情報（加盟店売上情報等）
3. 加盟店は、個人情報を滅失・毀損・漏洩等することがないように必要な措置を講ずるものとし、当社の支配が可能な範囲を除き個人情報の滅失・毀損・漏洩等に関し責任を負うものとします。
4. 加盟店は、個人情報をその責任において万全に保管し、加盟店契約が終了した場合は、ただちに、当社に返却するものとします。ただし、当社の指示があるときは、その指示内容に従い返却または廃棄するものとします。
5. 本条の定めは加盟店契約終了後も有効とします。

## 第27条（個人情報に係る事故時の対応）

1. 加盟店は、前条の個人情報（コード等を含む。）の滅失・毀損・漏洩等が生じた場合または加盟店において漏洩等が発生したと判断される合理的理由があると当社が判断

した場合には、速やかに当社に対し、漏洩等の発生の日時・内容その他詳細事項について報告をし、遅滞なく以下の措置を採らなければならないものとします。

- (1) 漏洩等の有無を調査すること
  - (2) 前号の調査の結果、漏洩等が確認されたときは、その発生期間、影響範囲その他の事実関係および発生原因を調査すること
  - (3) 上記の調査結果を踏まえ、二次被害および再発の防止のために必要かつ適切な内容の計画を策定し実行すること
2. 加盟店は、個人情報の漏洩等が生じた場合または加盟店において漏洩等が発生したと判断される合理的理由があると当社が判断した場合には、その発生の日から10営業日以内に、以下の事項を当社に書面で報告しなければならないものとします。
- (1) 第1項第1号および第2号の調査の実施に先立ち、その時期および方法
  - (2) 第1項第1号および第2号の調査につき、その途中経過および結果
  - (3) 第1項第3号に関し、計画の内容並びにその策定および実施のスケジュール
  - (4) 前各号のほかこれらに関連する事項であって当社が求める事項
3. 当社は、前項の措置が不十分であると認めた場合、他の加盟店での個人情報の漏洩等が発生した場合において類似の漏洩事故の発生を防止する必要がある場合、またはその他当社が必要と認める場合には、加盟店に対し、当該措置の改善の要求その他必要な措置および指導を行えるものとし、加盟店はこれに従うものとします。ただし、当社による指導は、加盟店を免責するものではありません。当社が行う措置・指導には以下を含みますが、これに限られません。
- ① 当社が指定する監査会社を用いたシステム診断（デジタルフォレンジック調査）
  - ② 中国決済サービス利用の停止
- 当該調査の費用は、加盟店が負担するものとします。

## 第28条（委託の場合の個人情報等の取扱い）

1. 加盟店は、本規約に関わる業務処理を第三者に委託する場合（数次委託を含むものとし、以下同じ）（以下、この委託を受けた第三者を「委託先」という）には、当社の事前の承認を得た上で、十分な個人情報の保護水準を満たしている委託先を選定し委託先に本規約における加盟店と同様の機密保持義務および個人情報管理措置義務等を課す内容を含む契約を委託先と締結するものとします。ただし、加盟店が当社の同意を得て委託を行う場合であっても、加盟店契約上の加盟店の義務および責任は一切免除または軽減されないものとします。委託先は加盟店の履行補助者であり、委託先の行為および故意・過失は、加盟店の行為および故意・過失とみなすものとします。
2. 本条の定めは加盟店契約終了後も有効とします。

## 第29条（委託の場合の個人情報の管理）



1. 加盟店は、委託先において、個人情報の漏洩等が発生した場合または委託先において漏洩等が発生したと判断される合理的理由があると当社が判断した場合に、速やかに委託先から漏洩等の発生日時・内容その他詳細事項について報告を受けた上で、当社に対し、速やかに当社の別途定めるところに従い、漏洩等の発生日時・内容その他詳細事項について報告をし、遅滞なく第27条第1項各号に定める措置をとらなければならないものとします。
2. 加盟店は、委託先において個人情報の漏洩等が生じた場合または委託先において漏洩等が発生したと判断される合理的理由があると当社が判断した場合には、委託先をして、その発生日時から10営業日以内に、第27条第2項各号に定める事項を漏洩等の原因を加盟店に報告させた上で、再発防止のための必要な措置（委託先の従業員に対する必要かつ適切な指導を含む）を講じさせるものとし、その内容を当社に書面で報告しなければならないものとします。
3. 当社は、前項の措置が不十分であると認めた場合、他の加盟店での個人情報の漏洩等が発生した場合において類似の漏洩事故の発生を防止する必要がある場合、またはその他当社が必要と認める場合には、加盟店に対し、第27条第3項と同様の当該措置の改善の要求その他必要な指導を委託先に行うよう要請できるものとし、加盟店はこの指導要請に従うものとします。ただし、当社による指導要請は、加盟店および委託先を免責するものではないものとします。
4. 加盟店は、本条に定める当社の権利が実現可能となるのに必要となる委託先の義務を委託先との契約において定めるものとします。

## 第30条（委託先への個人情報の提供）

1. 加盟店は、当社が、加盟店から預託を受けている個人情報を、会員宛の加盟店のサービス提供に関する照会または受付業務に必要な範囲内で、当社が提携する企業に提供することに同意するものとします。
2. 当社が個人情報を当社の提携企業に提供する場合は、当社は、当社の提携企業と本規約に定める内容と同様の秘密保持義務を締結するものとします。

## 第31条（第三者からの申立）

1. 個人情報の滅失、毀損または漏洩等に関し、会員を含む第三者から、訴訟上または訴訟外において、当社に対する損害賠償請求等の申立がされた場合、加盟店は当該申立の調査解決等につき当社に全面的に協力するものとします。
2. 前項の第三者からの当社に対する申立が、第26条第3項に定める加盟店の責任範囲に属するときは、加盟店は、当社が当該申立を解決するのに要した一切の費用（直接の費用であるか間接の費用であるかを問わず、弁護士費用等を含む）を負担するものとし、加盟店は、当社の請求に従い、当該費用相当額をただちに支払うものとします。

3. 本条の定めは、加盟店契約終了後も有効とするものとし、営業秘密等の滅失、毀損または漏洩等に関し、第三者から当社に対する損害賠償等の申立がされた場合に準用されるものとします。

## 第32条（個人情報安全管理措置）

1. 加盟店は、個人情報管理責任者を設置するものとし、個人情報管理責任者は、加盟店および委託先における個人情報の目的外利用・漏洩等が発生しないよう情報管理の制度、システムの整備・改善、社内規定の整備、従業員の教育、委託先の監督等適切な措置を講ずるものとします。
2. 加盟店は、売上票や端末およびそれらに記載または記録されている個人情報を本規約に定める業務目的以外の目的に利用しないものとします。また、加盟店は、売上票の加盟店控えを自己の責任において厳重に保管管理するとともに、端末に中国決済サービスに関する情報を抜き取るための装置等を設置されないよう自己の責任において管理するものとします。
3. 加盟店は、個人情報を会員に公表または通知する以外の目的に使用したとき、または、会員の同意なく第三者に提供、開示または漏洩等したときには、ただちに当社に報告し、当社の指示に従うものとします。
4. 当社は、加盟店による個人情報の漏洩等が、安全管理措置の不備（加盟店が設置するコンピュータその他サーバの脆弱性を含むがこれに限られない。）に起因するものと認められた場合には、加盟店に対し、必要かつ合理的な指導を行うことができ、加盟店は当該指導に基づき、必要な措置を講じるものとします。この指導は、以下のものを含みますがこれに限られません。ただし、当社による指導は、加盟店を免責するものではないものとします。
  - ①外部の第三者から加盟店が個人情報を保有するコンピュータその他のサーバに侵入されない強固なシステムの整備・改善
  - ②加盟店が中国決済サービス利用後に保管・保持を禁止されている情報、または当社が指定する情報の廃棄徹底

## 第33条（届出事項の変更等）

1. 加盟店は、本契約締結後、以下の各号の事項につき変更が生じたときには、その旨および変更後の当該各号に掲げる事項を当社所定の方法により遅滞なく当社に届け出なければならぬ。加盟店が行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第39条第2項に定める者であって、新たに法人番号の指定を受けた場合における当該指定を受けた法人番号も同様とします。
  - ① 加盟店の氏名または名称、住所、電話番号および電子メールアドレス
  - ② 加盟店が法人（人格のない社団または財団で代表者または管理人の定めがあるもの

を含む。)である場合には、当該法人の代表者またはこれに準ずる者並びに中国決済サービスに係る責任者の氏名および生年月日

③ 加盟店の取扱商材および販売方法または役務の種類および提供方法

④ 前各号に掲げるもののほか当社が加盟店に対しあらかじめ通知する事項

2. 加盟店は、前項の届出がないために当社からの通知またはその他送付書類、振込金が延着し、または到着しなかった場合には、通常到着すべきときに加盟店に到着したものとみなされても異議ないものとします。

## 第34条（当社による調査）

1. 当社は、以下の各号のいずれかの事由があるときは、自らまたは当社が適当と認めて選定した者により、加盟店に対して当該事由に対応して必要な範囲で調査を行うことができるものとし、加盟店はこれに応じるものとします。
  - (1) 加盟店または受託者において個人情報漏えい等したとき。
  - (2) 加盟店が行った中国決済サービスによる販売について不正利用が行われまたはそのおそれがあるとき。
  - (3) 加盟店が第3条第2項に定める表明保証確約事項に反すると具体的に疑われるときまたは加盟店契約に違反しているおそれがあるとき。
  - (4) 前各号に掲げる場合のほか、加盟店の中国決済サービスによる販売に関する苦情の発生の状況その他の事情に照らし、当社が調査を実施する必要があると認めたとき。
2. 前項の調査は、その必要に応じて以下の各号の方法によって行うことができるものとします。
  - (1) 必要な事項の文書または口頭による報告を受ける方法
  - (2) 個人情報の適切な管理または不正利用の防止のための措置に関する書類その他の物件の提出または提示を受ける方法
  - (3) 加盟店もしくは受託者またはその役員もしくは従業者に対して質問し説明を受ける方法
3. 当社は、第1項第1号または第2号の調査を実施するために必要となる費用であって、当該調査を行ったことによって新たに発生したものを加盟店に対して請求することができるものとします。ただし、第1項第1号に基づく調査については、甲が第27条第1項第1号および同項第2号に定める調査並びに同条第3項第1号および同項第2号に定める報告に係る義務を遵守している場合、第1項第2号に基づく調査については、甲が第10条第4項に定める調査および第5項に定める報告に係る義務を遵守している場合には、当該調査に係る費用は当社の負担とします。

## 第35条（契約解除等）

1. 第37条の規定にかかわらず、加盟店について下記各号のいずれかの事態が発生した

場合、または当社が当該事態が発生しているものと認めた場合、当社は、当該加盟店との加盟店契約をただちに解除できるものとします。この場合、当社は、解除の効力発生前に、当該加盟店に何らの通知を要することなく、ただちに加盟店契約による取引を停止させることができるものとします。その場合、当該加盟店は当社に生じた損害を賠償するものとします。当社が本項に基づき加盟店契約を解除した場合、当社に対する一切の未払債務について、当該加盟店は当然に期限の利益を失うものとし、ただちに支払うものとします。

- (1) 加盟店が中国決済サービスを悪用していることが判明した場合
- (2) 加盟店の営業または業態が公序良俗に反すると当社が判断した場合
- (3) 加盟店が監督官庁から営業の取消または停止処分を受けた場合
- (4) 加盟店が自ら振出しもしくは引受けた手形または小切手につき不渡処分を受ける等支払停止状態に至った場合
- (5) 加盟店が差押、仮差押、仮処分、租税滞納処分を受け、または民事再生手続の開始、会社更生手続の開始、破産その他これに類似する倒産手続の開始、もしくは競売を申立てられ、または自ら民事再生手続の開始、会社更生手続の開始もしくは破産その他これに類似する倒産手続の申立を自らした場合
- (6) 加盟店がその他経営状態の悪化またはそのおそれがあると認められる相当の事由がある場合
- (7) 加盟店（加盟店の役員・従業員を含み、以下本号および次号において同じ）が、暴力団員等に該当した場合、または次の①ないし⑤のいずれかに該当したことが判明した場合
  - ① 暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること
  - ② 暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること
  - ③ 自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること
  - ④ 暴力団員等に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること
  - ⑤ 役員または経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること
- (8) 加盟店が、自らまたは第三者を利用して、次の①ないし⑦のいずれかに該当する行為をした場合
  - ① 暴力的な要求行為
  - ② 法的な責任を超えた不当な要求行為
  - ③ 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為
  - ④ 風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて当社の信用を毀損し、または、当社

の業務を妨害する行為

⑤換金を目的とする商品の販売行為

⑥合理的な理由なく、加盟店（代表者およびその関係者を含む）が保有するコード等を使用する、本規約にかかる中国決済サービス利用行為

⑦その他前記①ないし⑥に準ずる行為

- (9) 加盟店届出の店舗所在地に取扱店舗が実在しない場合
  - (10) 加盟店が特定商取引に関する法律、消費者契約法等の法令に違反していることが判明した場合
  - (11) 加盟店申込書または本規約に定める届出（変更の届出を含む）に記載事項を偽って記載したことが判明した場合
  - (12) 第1条第5項に違反し加盟店の地位を第三者に譲渡する行為を行った場合
  - (13) 第5条ないし第13に定める手続によらずに中国決済サービスによる販売を行った場合
  - (14) 第16条第4項に定める当社の調査に対し協力を行わない場合
  - (15) 第20条の規定に違反して買戻しに応じない場合
  - (16) 加盟店に対し第34条第1項の調査等が完了しない場合や、加盟店がこれらの調査等に対し虚偽の回答をした場合
  - (17) その他加盟店が、本規約に違反した場合もしくは当社が加盟店として不適当と認めた場合
2. 加盟店契約の解約・解除条項または前項各号のいずれかの事態が発生した場合、加盟店契約の解約・解除条項または前項に基づき加盟店契約を解除するか否かにかかわらず、当社は、何らの通知を要することなく、当該事態発生前に生じていたかまたは当該事態発生後に生じたかにかかわらず、本規約に基づく債務の全部または一部の支払を保留することができるものとします。この場合、当社は、当該事態の発生前に生じた遅延損害金を除き、法定利息その他遅延損害金の支払義務を負わないものとします。
  3. 第1項第3号ないし第5号のいずれかの事態が発生した場合、本規約に基づき当社が加盟店に対し負担する金銭債務その他の財務給付を行うべき債務と当社が加盟店に対して請求することのできる一切の金銭債権（本規約に基づくものであるか否かは問わない）とは、何らの意思表示を要せず、当然に対当額で相殺されるものとします。加盟店契約の解約・解除条項または第1項各号（第3号ないし第5号を除く）のいずれかの事態が発生した場合または当社が必要または適当と認めた場合、当社は、本規約に基づき当社が加盟店に対し負担する金銭債務その他の財務給付を行うべき債務と当社が加盟店に対して請求することのできる一切の金銭債権（本規約に基づくものであるか否かは問わない）とを、何らの意思表示を要せず、対当額で相殺することができるものとします。
  4. 加盟店は、第37条または本条第1項により加盟店契約が解約または解除された場合、

ただちに加盟店の負担において加盟店標識をとりはずすものとし、未使用の売上票等も含め一切の用度品をただちに当社へ返却するものとしします。

5. 当社は、加盟店が本規約の規定に違反している疑いがあると認めた場合には、本規約に基づく中国決済サービス利用を一時的に停止することができるものとしします。中国決済サービス利用を一時停止した場合には、加盟店は、当社が取引再開を認めるまでの間、中国決済サービス利用を行うことができないものとしします。これにより加盟店に損害が生じた場合でも当社に何らの請求は行わず、一切加盟店の責任としします。

## 第36条（損害賠償）

加盟店が本規約に違反して中国決済サービスによる販売を行った等、加盟店の責めに帰すべき事由により当社が損害を被った場合には、加盟店は当社に対し当該損害を賠償する責を負うものとしします。なお、損害には、中国決済ブランドの規則等により当社が負担することとなった罰金・違約金（名称の如何を問わないものとする）等を含むものとしします。

## 第37条（有効期間・解約）

1. 加盟店契約の有効期間は、契約締結日から1年間としします。ただし、有効期間満了の1ヵ月前までに当社および加盟店いずれからも何ら意思表示のないときは、有効期間満了後1年間自動的に延長し、以後も同様としします。
2. 加盟店および当社は、加盟店契約の有効期間中において加盟店契約を解約しようとする場合には、相手方と誠実に協議を行うものとし、協議が整わないと合理的に判断したときは相手方に3ヵ月前までに書面による通知を行なうことにより、加盟店契約を解約できるものとしします。ただし、加盟店が1年以上継続して中国決済サービスによる販売を取扱っていない場合、または、当社が加盟店との連絡不能の状態が相当期間継続した場合、当社は加盟店に3ヵ月前までに書面による通知を行なうことにより（加盟店との連絡不能による場合は、第33条第2項に基づき、届出住所に通知を発送すれば、通常到着すべきときに通知を行ったものとみなす）、加盟店契約を解約できるものとしします。

## 第38条（契約の終了）

1. 理由の如何を問わず、加盟店契約が終了したときは、加盟店は速やかに、加盟店契約の存在を前提とした広告宣伝、取引申込みの誘引行為を中止し、契約終了時点で売上承認請求を行っていないものについては、当該顧客に対して本規約に基づく中国決済サービス取扱を中止した旨を告知するものとしします。
2. 前項の場合、加盟店契約終了時点で受入れた売上債権並びに債権譲渡を終了して当社がその取立てを終了していない売上債権の処理については、加盟店契約終了後もなお本規約はその効力を有するものとしします。

## 第39条（規約の変更、承認）

1. 当社は、次の各号に該当する場合には、あらかじめ、効力発生日を定め、本規約を変更する旨、変更後の内容および効力発生日を、当社WEBサイトにおいて公表するほか、必要があるときにはその他相当な方法で周知した上で、本規約を変更することができます。
  - (1) 変更の内容が加盟店の一般の利益に適合するとき。
  - (2) 変更の内容が本規約に係る取引の目的に反せず、変更の必要性、変更後の内容の相当性その他の変更に係る事情に照らし、合理的なものであるとき。
2. 当社は、あらかじめ変更後の内容を当社WEBサイトにおいて公表する方法または通知する方法（必要があるときにはその他相当な方法を含む。）により周知した上で、本規約の変更手続を行うことができます。この場合には、当該周知の後に加盟店が会員に対して中国決済サービスによる販売を行うことをもって変更を承諾したものとし、以後変更後の本規約が加盟店に適用されます。
3. 本条に基づく本規約の変更に異議がある加盟店は、第37条第2項の規定に基づき、本契約を解約することができます。

## 第40条（本規約に定めのない事項）

当社が加盟店に対し本規約に定めのない事項について通知等を行った場合、加盟店は、当該事項について当該通知等に基づく取扱をするものとします。

## 第41条（合意管轄裁判所）

加盟店と当社との間で訴訟の必要が生じた場合は、当社の本支店並びに営業所所在地を管轄する裁判所を合意管轄裁判所とします。

## 第42条（準拠法）

本規約に関する準拠法はすべて日本国内法が適用されるものとします。

## ＜加盟店情報の取扱いに関する同意条項＞

### 第1条（加盟店情報の取得・保有・利用）

1. 加盟店およびその代表者並びに加盟申込をした個人・法人・団体およびその代表者（以下、これらを総称して「加盟店」という）は、住信SBIネット銀行株式会社（以下「当社」という）が加盟店との取引に関する審査（以下「加盟審査」という）、加盟後の加盟店調査、加盟店に対する措置および取引継続にかかる審査、当社の業務、当社事業にかかる商品開発もしくは市場調査のために、加盟店にかかる次の情報（以下、これらの情報を総称して「加盟店情報」という）を当社が適当と認める保護措置を講じたうえで当社が取得・保有・利用することに同意します。また、加盟店は、二重加盟や二重契約の防止等の理由から他の加盟店にかかる加盟審査並びに加盟後の加盟店管理および取引継続にかかる審査のために加盟店情報を利用することに同意します。
  - (1) 加盟店の商号（名称）、所在地、郵便番号、電話（FAX）番号、法人番号、代表者の氏名、性別、住所、生年月日、自宅電話番号等、加盟店が加盟申込時および変更届出時に届出した情報
  - (2) 加盟申込日、加盟店契約日、加盟店契約終了日および加盟店と当社との取引に関する情報
  - (3) 加盟店の中国決済サービスの取扱状況に関する情報
  - (4) 当社が取得した加盟店の中国決済サービスの利用状況、支払状況、支払履歴等に関する情報
  - (5) 加盟店の営業許可証等の確認書類の記載事項に関する情報
  - (6) 当社が加盟店または公的機関から適法かつ適正な方法により取得した登記簿謄本、住民票、納税証明書等の記載事項に関する情報
  - (7) 官報、電話帳、住宅地図等において公開されている加盟店に関する情報
  - (8) 公的機関、消費者団体、報道機関等が公表した加盟店に関する情報および当該内容について当社が調査して得た情報
  - (9) 破産、民事再生手続開始、会社更生手続開始その他の倒産手続開始の申し立てその他の加盟店に関する信用情報
2. 本条の定めは、本契約終了後も有効とします。

### 第2条（本同意条項に不同意等の場合）

加盟店は、加盟店が加盟店契約の締結に必要な記載事項（契約書面に契約者が記載すべき事項）の記載を希望しない場合および本同意条項の内容の全部または一部を承認できない場合、当社が加盟店契約の締結を拒否しあるいは加盟店契約を解除することがあることに同意するものとします。ただし、本条は、当社の加盟店契約の締結に関する意思決定の自由を制限するものではありません。



## 第3条（契約不成立時および契約終了後の加盟店情報の利用）

1. 加盟店は加盟店契約が不成立となった場合であってもその不成立の理由の如何を問わず、加盟申込をした事実、および内容について当社が利用することに同意するものとします。
2. 加盟店は当社が、加盟店契約終了後も業務上必要な範囲で、法令等および当社が定める所定の期間、加盟店情報を保有し、利用することに同意するものとします。

## 第4条（条項の変更の位置付けおよび変更）

1. 本同意条項は「住信SBIネット銀行Alipay、WeChatPay加盟店規約」の一部を構成します。
2. 本同意条項は、本規約第39条の規定に定める方法により、当社が必要な範囲内で変更できるものとします。

## <反社会的勢力ではないことの表明および確約>

加盟店は、住信 SBI ネット銀行株式会社（以下「当社」という）との間で締結済みの契約および将来にわたって締結される契約に付随して、次のとおり、表明および確約（以下、「本確約」という）します。なお、本確約は「住信 SBI ネット銀行 Alipay、WeChatPay 加盟店規約」の一部を構成します。

1. 加盟店は、当社に対し、自己が、現在、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者（以下これらを「暴力団員等」という。）に該当しないこと、および次の各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを確約します。
  - (1) 暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること
  - (2) 暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること
  - (3) 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること
  - (4) 暴力団員等に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること
  - (5) 役員または経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること
2. 加盟店は、当社に対し、自らまたは第三者を利用して次の各号の一にでも該当する行為を行わないことを確約します。
  - (1) 暴力的な要求行為
  - (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為
  - (3) 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為
  - (4) 風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて相手方の信用を毀損し、または相手方の業務を妨害する行為
  - (5) その他前各号に準ずる行為
3. 当社は、加盟店が暴力団員等若しくは第1項各号のいずれかに該当し、若しくは前項各号のいずれかに該当する行為をし、または第1項の規定にもとづく表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明し、加盟店との取引を継続することが不適切である場合には、催告その他何らの手続きを要することなく、直ちに加盟店との取引の全部または一部を停止し、または加盟店との契約の全部または一部を解約することができるものとします。

4. 前項により取引を停止され、または契約を解約された加盟店は、前項の規定の適用により当社が損害を被った場合、当社に生じたその損害を賠償する義務を負うことを確認します。また、前項の規定の適用により、自己に損害が生じた場合であっても、当社になんらの請求をしないものとします。
5. 加盟店と当社との間で締結される契約が、当社の加盟店に対する業務の委託に関する契約である場合、当該業務について再委託、再々委託等二段階以上の委託がされるときは、加盟店は、事前に当社の書面による承諾を得るほか、第1項乃至第3項中の「加盟店」に、当該委託を受ける全ての第三者が含まれ、当該第三者が同各項に反する場合加盟店が責任を負うことを確認します。
6. 加盟店と当社との間で締結済みの契約および将来にわたって締結される契約の内容と本確約との間に矛盾抵触する内容がある場合には、本確約の規定が優先するものとします。

## ＜端末売買基本規約＞

加盟店は、住信SBIネット銀行株式会社（以下「当社」という）との間の中国決済端末（以下「本商品」という）の売買取引に関し、その基本的事項について次のとおり同意します。なお、本規約は「住信SBIネット銀行Alipay、WeChatPay加盟店規約」の一部を構成します。

### 第1条（基本原則）

加盟店および当社は、本規約に基づく売買取引を、相互利益尊重の理念に基づき、信義誠実の原則に従って行うものとします。

### 第2条（適用範囲）

本規約は、特別の定めがない限り、加盟店および当社間の本商品に関するすべての個別の売買契約（以下、「個別契約」という。）に適用します。ただし、個別契約において本規約と異なる事項を定めたときは当該個別契約の定めが優先して適用されます。

### 第3条（個別契約の成立）

個別契約は、当社所定の方法で発注日、本商品の名称、単価、数量、代金総額が記載された申込書等を加盟店が当社に提出し、当社がこれを承諾することによって成立します。

### 第4条（納入および所有権の移転）

1. 当社は、個別契約に基づき本商品を納入するものとします。
2. 当社は、第14条各号に定める事象の発生により債権保全上必要と判断した場合、個別契約にかかわらず、本商品の納入につき数量を制限しまたは納入を留保することができるものとします。
3. 本商品の所有権は、加盟店が本商品の代金を完済した時に、当社から加盟店に移転するものとします。

### 第5条（不可抗力免責）

天災地変、戦争、暴動、内乱、その他の不可抗力、法令の制定・改廃、公権力による命令・処分、争議行為、輸送機関または第三者の管理下にある場合における保管中の事故、通信回線の事故その他当社の責に帰することができない事由による本規約および個別契約の全部または一部の履行遅滞もしくは履行不能については、当社はその責を負わない。

### 第6条（検収および受領）

1. 加盟店は、本商品の納入後すみやかに所定の方法により受入検査を実施して、本商品

を受領する（以下、受入検査後の受領を「検収」という。）ものとします。加盟店が受入検査の結果、本商品を受領しないこととするときは、ただちに書面または電磁的方法をもって当社に通知するものとし、納入後14営業日以内にかかる通知がないときは、納入された本商品は検収されたものとみなします。

2. 当社は、加盟店による受入検査の結果に関し、疑義または異議のあるときは、遅滞なく加盟店にその旨を申し出て、加盟店と当社間で協議のうえ解決するものとする。
3. 第1項の定めにかかわらず、加盟店と当社間であらかじめ受入検査を省略することとした場合は、加盟店は、当社が納入した本商品をただちに受領するものとし、これをもって検収とみなします。

## 第7条（危険負担の移転）

本商品の危険負担は、納入をもって、当社から加盟店に移転するものとします。

## 第8条（決済方法）

1. 本規約にかかる本商品の代金の支払条件は、本規約の納入月末日に締切り、翌月末日までに支払いとします。
2. 加盟店は、前項の支払条件に従い、当該代金を当社指定の口座に振り込むものとします。尚、振込手数料は加盟店の負担とします。

## 第9条（遅延損害金）

加盟店が代金の支払いを怠ったときは、支払期日の翌日から完済に至るまで年利14.6%の割合による遅延損害金を当社に支払うものとします。

## 第10条（相殺）

当社は、加盟店より支払いを受けるべき金銭債権を有するときは、いつでも加盟店の自己に対する金銭債権と対当額にて相殺することができるものとします。

## 第11条（瑕疵担保責任）

本商品の検収後、納入した本商品にただちに発見できない瑕疵があった場合において、当該商品の納入後6か月以内に加盟店から書面または電磁的方法による通知を受けたときは、当社は本商品を調査し、当社の責めに帰すべき事由による瑕疵であった場合、かつ、その範囲においてのみ、当社はその選択に従い、本商品の修理、部品等の交換、または代品との交換を行い、その他の責任を負わないものとします。

## 第12条（権利の譲渡禁止）

加盟店は、あらかじめ当社の書面による承諾を得ないで、本規約および個別契約に基づく

権利を第三者に譲渡・承継し、または担保にはなりません。

## 第13条（解除）

当社は、加盟店が次の各号のいずれかに該当したときは、何等の催告を要せず、ただちに本規約および個別契約の全部または一部を解除することができるものとします。

- （1）本規約または個別契約の各条項のいずれかに違反し、相当の期間をもって催告したにもかかわらず、当該期間内に違反事実が是正されないとき
- （2）不渡り処分もしくは公租公課の滞納処分等を受けたとき、または仮差押え・仮処分・強制執行・差押の申立てがなされたとき
- （3）破産・民事再生・会社更生・特別清算等の手続申立てを受けたとき、または自ら申立てをしたとき
- （4）営業の廃止、会社の解散もしくは合併の決議をし、または、官公庁から業務停止・営業許可取消・営業停止その他業務継続に支障をきたす処分を受けたとき
- （5）当社が必要と定めた事項に関する通知を怠ったとき
- （6）支払停止もしくは支払不能の状態に陥ったとき
- （7）信用の著しい低下があるとき、またはその不安が生じたとき
- （8）株主構成、役員等の変動により、会社の実質的支配関係が変化し、従前の会社と同一性がなくなったと合理的に判断されるとき
- （9）災害、戦乱、法令の制定・改廃、公権力による命令・処分、労働争議等の事由の発生により、甲において本規約または個別契約の履行を困難にする事項が生じたとき
- （10）その他前各号に準ずる重大な信用失墜行為などがあつたとき

## 第14条（期限の利益の喪失）

加盟店は、自らが前条各号のいずれかに該当したときは、本規約または個別契約上の債務につき期限の利益を喪失し、当社に対して負担する一切の金銭債務をただちに弁済するものとします。

## 第15条（損害賠償責任）

加盟店は、本規約または個別契約に違反し、当社または第三者に損害を与えた場合、当該違反行為と相当因果関係にある範囲内で、その損害を賠償しなければなりません。

以上